

筑前町商工会だより

最新情報はホームページやインスタグラムで
商工会より、経営に必要な情報をお届けします



トピックス

- ・Summerビジネスミーティング
- ・法定帳簿について
- ・賃金引き上げ支援策

マル経融資

商工会の経営指導を受けてい
る小規模事業者の方が経営改
善に必要な資金を無担保無保
証で利用可。

(ただし、内部審査と商工会
長の推薦が必要)

上限2,000万円

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

2.00%

2025.9.1時点

Summerビジネスミーティング 開催報告

2025年8月28日（木）、Summerビジネスミーティングを開催しました。当日は、入会3年以内の会員や入会を検討されている方など約50名が参加し、和やかな雰囲気の中で交流を深めました。今回のミーティングは、商工会の活動をより身近に感じていただくとともに、会員同士のつながりを広げることを目的に企画されたものです。自己紹介やグループトークを通じて、参加者同士が自然に打ち解け、笑顔の絶えない時間となりました。



法定帳簿について

ととのえ
ましょう

労働基準法では労働者を雇用する事業者に対して、
**労働者名簿や賃金台帳、出勤簿、年次有給休暇取得
管理簿**を法定帳簿として整備し、保存することを義務
付けてます。

企業には、これらの法定帳簿を正しく作成し運用することで、
適正な労務管理を行っていくことが求められています。
また、近年では賃金引き上げに取り組む事業者を支援するた
め、各種助成金制度が設けられており、これらの助成金を申請
する際には、法定帳簿が適切に整備されていることが必要不可
欠です。日頃から正確な記録と管理を心がけることが重要で
す。



詳しくはこちらを
ご確認ください

賃金引き上げ 支援策

詳細はHPを
ご覧ください



令和7年11月16日より、福岡県の最低賃金は時間額1,057円に改定されます。

業務改善助成金

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

※括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。

働き方改革推進支援助成金

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円（※2）
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

（※1）建設業の場合

（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算

（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

人材開発支援助成金

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（※1）（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ（※2）を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース（人材育成訓練）の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

※訓練コース・メニューによって①～③のいずれが支給されるか異なります

人材確保等支援助成金

区分	助成額（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円（40万円）
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円（20万円）
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%（50%）

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ（5%以上）を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

（※1）括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率

（※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円（150万円）